

65～69歳障害老人 (老人保健法)

- 給付を受けられる方
①障害年金を受けている方
②身体障害者手帳（1級～3級と4級の一部の障害等級）の交付を受けている方
- 手続き
65歳になった月に市役所保健課で手続きしてください。65歳以上で、新たに①、②に該当することになった方は、そのつど手続きしてください。いずれも保険証、印鑑、①、②を証明する書類を持参しますと、受給者証（健康手帳）を発行します。

■医療機関にかかるとき
保険証と受給者証（健康手帳）を提示し、受診後、一部負担金を支払ってください。

70歳以上老人 (老人保健法)

- 給付を受けられる方
70歳以上の方
- 手続き
70歳になった月（月の初日に生まれた方は、前月）に、市役所保健課で手続きしてください。保険証、印鑑を持参しますと、受給者証（健康手帳）を発行します。
- 医療機関にかかるとき
保険証と受給者証（健康手帳）を提示し、受診後一部負担金を支払ってください（一部負担金以外の保険診療分については、支払いを要しません）。

ご存じですか各種医療

該当される方は手続きを

ひとり暮らし老人 寝たきり老人 (県老)

- 助成を受けられる方
65歳～69歳までの1人暮らしの方および寝たきりで他人の介助を必要とする状態にある方
- 手続き
保険証と印鑑を持参しますと、市役所保健課で受給者証を発行します。
- 医療機関にかかるとき
①国保加入の方
保険証と受給者証を窓口へ提示し、受診後、一部負担金を支払ってください。
②国保以外に加入の方
保険証、受給者証、助成申請書（市役所保健課で交付）を提示し、受診後、自己負担額を支払ってください。
- 助成金の支払い
①国保以外に加入の方
診療月の2か月後に口座振込で支払います（助成申請書は、医療機関がとりまとめて市へ提出します）。
- 助成金の額
自己負担額から付加給付、高額療養費および一部負担金を差し引いた額を助成します。

重度心身障害者 (身障)

- 助成を受けられる方
①64歳までの方で、身体障害者手帳内部障害3級（心臓・じん臓・呼吸器）の交付を受けている方
②県障受給者
③老人保健法適用者で、身体障害者手帳1・2級または内部障害3級の交付を受けている方
- 手続き
2ページの「県障」の手続きと同じです。
- 医療機関にかかるとき
●①の対象者
保険証と受給者証を窓口へ提示し、受診後自己負担額を支払ってください。
●②の対象者
2ページの「県障」と同じです。
●③の対象者
保険証と老人保健法医療受給者証を提示し、受診後一部負担金を支払ってから、助成申請書（市社会福祉事務所で交付）に支払年月日、一部負担金額などを記入してもらってください。
- 助成金の支払い
●①の対象者
医療機関から必要事項を記入してもらった助成申請書を市社会福祉事務所へ提出してください。
●②の対象者
3か月に1回、はがきを送付しますので、必要事項を記入して提出してください。
●③の対象者
老人保健法医療受給者証と必要事項を記入した助成申請書を提出してください。
- 助成金の額
①の対象者は、自己負担額から付加給付、高額療養費を差し引いた額を助成します。②・③の対象者は、一部負担金を助成します。

費の助成

お忘れなく—*

重度心身障害者 (県障)

- 助成を受けられる方
64歳までの方で、療育手帳A、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- 手続き
市社会福祉事務所に申請し療育手帳、身体障害者手帳、保険証、印鑑、預金通帳を持参のうえ、対象者である認定を受け、県障受給者証の交付を受けてください。
- 医療機関にかかるとき
①国保に加入の方
保険証と受給者証を窓口へ提示し、受診後、一部負担金を支払ってください。
②国保以外に加入の方
保険証、受給者証、助成申請書（市社会福祉事務所で交付）を提示し、受診後自己負担額を支払ってください。
- 助成金の支払い
国保以外に加入の方は、自己負担額を支払うとき、助成申請書を医療機関に提出し、必要事項を記入してもらってから、市社会福祉事務所へ提出してください。
- 助成金の額
自己負担額から付加給付、高額療養費、一部負担金を差し引いた額を助成します。



精神障害者

- 助成を受けられる方
精神障害の治療のため、通院・入院している人の保護義務者または障害者の世帯の世帯主
- 手続き
保険証、印鑑、医師の診断書、預金通帳を持参しますと、市役所保健課で受給者証を発行します。
- 医療機関にかかるとき
保険証と受給者証を窓口へ提示し、受診後自己負担額を支払ってください。
- 助成金の支払い
医療費助成申請書（保健課で交付）に医療機関の証明をもらい、市役所保健課（窓口10番）へ提出してください。
- 助成金の額
自己負担額から、高額療養費や付加給付額を差し引いた額の3分の2を助成します。

妊産婦と乳幼児

■助成の期間

- ①妊産婦は、市に申請した翌月の初日から出産日の翌月の末日（出産日が月の初日の方は、その月の末日）まで
②乳幼児は、生まれた日から満3歳の誕生日の月の末日（月の初日に生まれた方は、誕生日の前日）まで

■手続き

母子手帳、印鑑、健康保険証、預金通帳（郵便局を除く）を持参して、市役所保健課（窓口10番）へおいでください。受給者証を発行します。なお、満1歳、満2歳の誕生日には、更新の手続きが必要ですので、お忘れなく。

■医療機関にかかるとき

- ①国保に加入している乳児
保険証と受給者証を窓口へ提示し、医療機関の請求によって、一部負担金を支払ってください。それ以外の自己負担額は、助成の期間中は、支払う必要がありません。※新潟県以外の医療機関にかかったときは、医療助成申請書に領収書を添付して保健課へ提示してください。
②国保以外の保険に加入している乳児、2・3歳児および妊産婦
保険証、受給者証を窓口へ提示してください。受診後自己負担額を支払ってください。

■助成金の支払い

- ①国保に加入している乳児
自己負担額は、3か月ごとにがきで通知します。必要事項を記入して、市役所保健課（窓口10番）へ提出してください。
②国保以外の保険に加入している乳児、2・3歳児および妊産婦
医療費助成申請書（保健課で交付）に必要事項を記入して、かかった医療機関（病院の場合は診療科ごと）から証明のうえ、保健課（窓口10番）へ提出してください。※養育医療と育成医療の給付を受けている方が、自己負担額を納入した場合は、この納めた金額も助成されます。

（※市から助成を受けることができるのは、診療を受けた月の末日から6か月以内です。ご注意ください。）

— お買物、ご用命は市内で —

今、話題のおいしいミカン

（樹上完熟）清見オレンジ

フレッシュな香りと豊富な果汁が特徴です。ぜひご賞味下さい。



フレッシュでおいしい果物の店 **やまいし** 新津市本町3 TEL 23-0397

●あなたの安心を企画する●

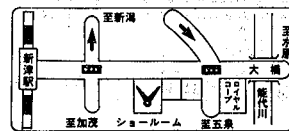
有限会社 **樋口保険企画**

☎ 0250-22-6774 FAX 0250-24-9110

☎ 956 新津市金沢町3丁目7番20号

— お買物、ご用命は市内で —

皆様の ガス・ショールーム



Y 越後天然ガスショールーム ☎ 22-1401

ガス器具は長～い友達

故障、修理は専門家に



技術と信用
アフターサービス完全